

議案第2号

愛西市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

愛西市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による消防組織法の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるからである。

愛西市条例第2号

愛西市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する消防長及び消防署長の任命資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部の課長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、課長の職又はこれに相当する職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。